

(文書番号)
年 月 日

(金融機関名) 様

発行自治体名称 発行役職名
発行者氏名

印

関係法令の規定に基づく火葬等に係る費用に充当するための
預貯金の払戻請求について（依頼）

下記 1 の者について、下記 2 の根拠法令の規定に基づき、遺留金を火葬等の費用に充当
する必要があるため、当該者の口座について、現時点の残高についてご確認いただき、当
該口座に残高がある場合には、下記 4 の対象費用の範囲内において、当該口座からの払戻
を請求します。なお、当該口座に残高がない場合は、その旨ご回答をお願いします。

記

1 対象者について

対象者	カナ		カナ		性別	
	氏名		旧姓		生年月日	
	カナ(※)					
	最終住所					
	死亡年月日					

(※) 箇所の入力は任意

2 根拠法令（裏面参照）

- ☐ 生活保護法第76条（同法第18条第2項の葬祭扶助として支出）
☐ 墓地、埋葬等に関する法律第9条（同条に基づき埋火葬を実施）
☐ 行旅病人及行旅死亡人取扱法第11条（同法第7条に基づき埋火葬を実施）

3 対象口座

当市において遺留品等から確認できた情報は以下のとおりです。

(※) 複数ある場合は適宜行を追加して下さい。

名義人名	カナ	店番	店名	科目	()	口座 番号	
			店				
名義人名	カナ	店番	店名	科目	()	口座 番号	
			店				

その他 （口座が複数ある場合に払戻の優先順位等何か情報がある場合に記載）

4 払戻対象費用

〇〇円 内訳は添付明細書参照

5 振込先

名義人名	金融機関名	店番	店名	科目	()	口座 番号	
			店				

6 添付書類

- ・死亡の事実を証する書類
- ・払戻対象費用（埋火葬や葬祭費用）の明細
- ・預貯金にかかる通帳・証書・キャッシュカード本体又は写し（※自治体が通帳等を保有している場合）
- ・自治体職員であることの証明書類（職員証等、窓口で本人確認としての書類提示として求められる際に本人確認書類として機能するもの）

（参考）

○生活保護法（昭和25年法律第144号）

（葬祭扶助）

第十八条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 検案
- 二 死体の運搬
- 三 火葬又は埋葬
- 四 納骨その他葬祭のために必要なもの

2 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。

- 一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき。
- 二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

（遺留金品の処分）

第七十六条 第十八条第二項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対して優先権を有する。

○墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）

第九条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の規定を準用する。

○行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）

第七条 行旅死亡人アルトキハ其ノ所在地市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ記録シタル後其ノ死体ノ埋葬又ハ火葬ヲ為スベシ

② 墓地若ハ火葬場ノ管理者ハ本条ノ埋葬又ハ火葬ヲ拒ムコトヲ得ス

第十一条 行旅死亡人取扱ノ費用ハ先ツ其ノ遺留ノ金銭若ハ有価証券ヲ以テ之ニ充テ仍足ラサルトキハ相続人ノ負担トシ相続人ヨリ弁償ヲ得サルトキハ死亡人ノ扶養義務者ノ負担トス

○生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年社保第34号厚生省社会局保護課長通知）

死者の預貯金債権は、法第76条第1項の規定の適用については「金銭」と同様に扱うことができることから、法第18条第2項に基づき葬祭扶助を行う場合、法第76条第1項に基づき、当該費用に充当する限りにおいて、死者の預貯金に係る金融機関に対して払戻請求を行った上で、払戻しを受け、保護費に充てることができることと解される。当該払戻しを受けるためには、預貯金に残高が現に存在することが必要であるため、金融機関に対しては請求の際に残高の有無について確認できると解すべきである。

なお、法第76条第1項は、相続人及び死者の債権者等との関係に留保をつけることなく、遺留の金銭を保護費に充てることができる旨規定していることから、当然に、相続人及び死者の債権者等に優先して預貯金を保護費に充てることができる。

（担当）〇〇市 〇〇課
電話：
担当：氏名